

平成23年度決算に基づく飯山市の健全化判断比率等について

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき、飯山市における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の総称)と公営企業の資金不足比率を公表します。

1 健全化判断比率について

健全化判断比率には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4指標のうち各基準を1つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行します。さらに、平成21年4月より健全化法が本格施行されたことで、「早期健全化団体」または「財政再生団体」は、財政健全化計画の策定などが義務付けられました。

「早期健全化団体」は、財政健全化計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、毎年度の実施状況を議会へ報告し公表するなど、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

「財政再生団体」は、財政再生計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、財政計画についての国の同意手続、地方債の制限など国等の関与による確実な再生を目指すこととなります。

飯山市の平成23年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も基準値を下回りました。

指 標	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.68 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	18.68 %	35.0 %
実質公債費比率	14.7 %	15.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	75.4 %	90.9 %	350.0 %	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)「—」で表示しています。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。平成23年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率については該当ありません。

指 標	特別会計名	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率	飯山市水道事業会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市簡易水道等特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— %	— %	20.0 %
	飯山市農業集落排水事業特別会計	— %	— %	20.0 %

※ 資金不足比率については、各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示しています。

3 昨年度との比較について

・23年度決算における実質公債費比率、将来負担比率については、どちらの指標も22年度決算数値から改善しており、実質公債費比率は1.1ポイント、将来負担比率は15.5ポイント改善されました。
数値の改善した理由については、以下の事項が挙げられます。

- ① 地方債償還額及び地方債残高の減少(実質公債費比率、将来負担比率)
- ② ①を理由とした単年度指標の改善(実質公債費比率)
- ③ 後年度負担を考慮した基金積立による充当可能基金の増加(将来負担比率)

① 地方債償還額及び地方債残高の減少

(i) 普通会計における地方債償還額及び地方債残高の推移

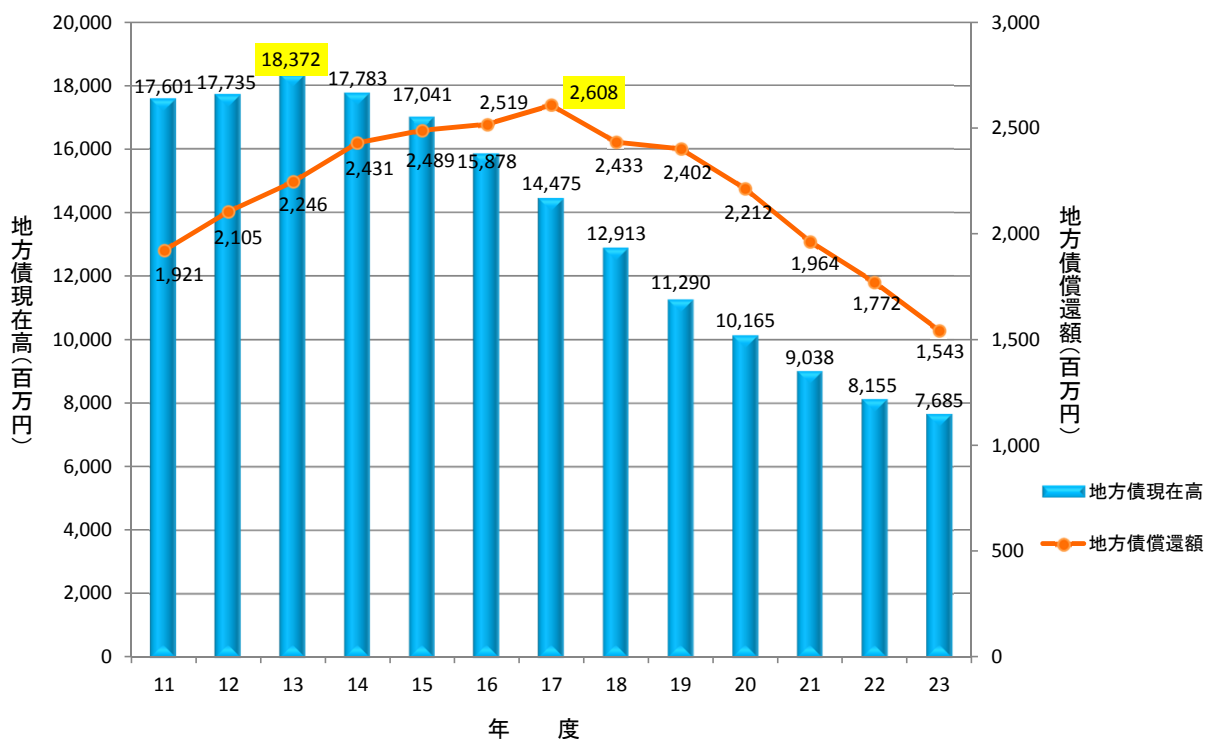
普通会計における地方債償還額については、平成17年度をピークに減少を続けており、平成23年度償還額は1,543百万円で、前年度から229百万円減少しています。

また、普通会計における地方債現在高については、平成13年度をピークに減少を続けており、平成23年度末残高は7,685百万円と、前年度から470百万円減少しています。

地方債償還額及び地方債現在高は、実質公債費比率、将来負担比率算出の主な構成要因であるため、これらの数値が減少することは、各指標が改善する要因になります。

普通会計における地方債償還額、地方債現在高のいずれの減少につきましても、補償金免除繰上償還の活用や新規地方債借入を抑制し、地方債償還を着実にやってきた結果と言えます。

普通会計における地方債償還額及び地方債残高の推移



年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
地方債償還額	1,921	2,105	2,246	2,431	2,489	2,519	2,608	2,433	2,402	2,212	1,964	1,772	1,543
地方債現在高	17,601	17,735	18,372	17,783	17,041	15,878	14,475	12,913	11,290	10,165	9,038	8,155	7,685

(ii) 公営企業会計における地方債償還額及び地方債償還額の推移

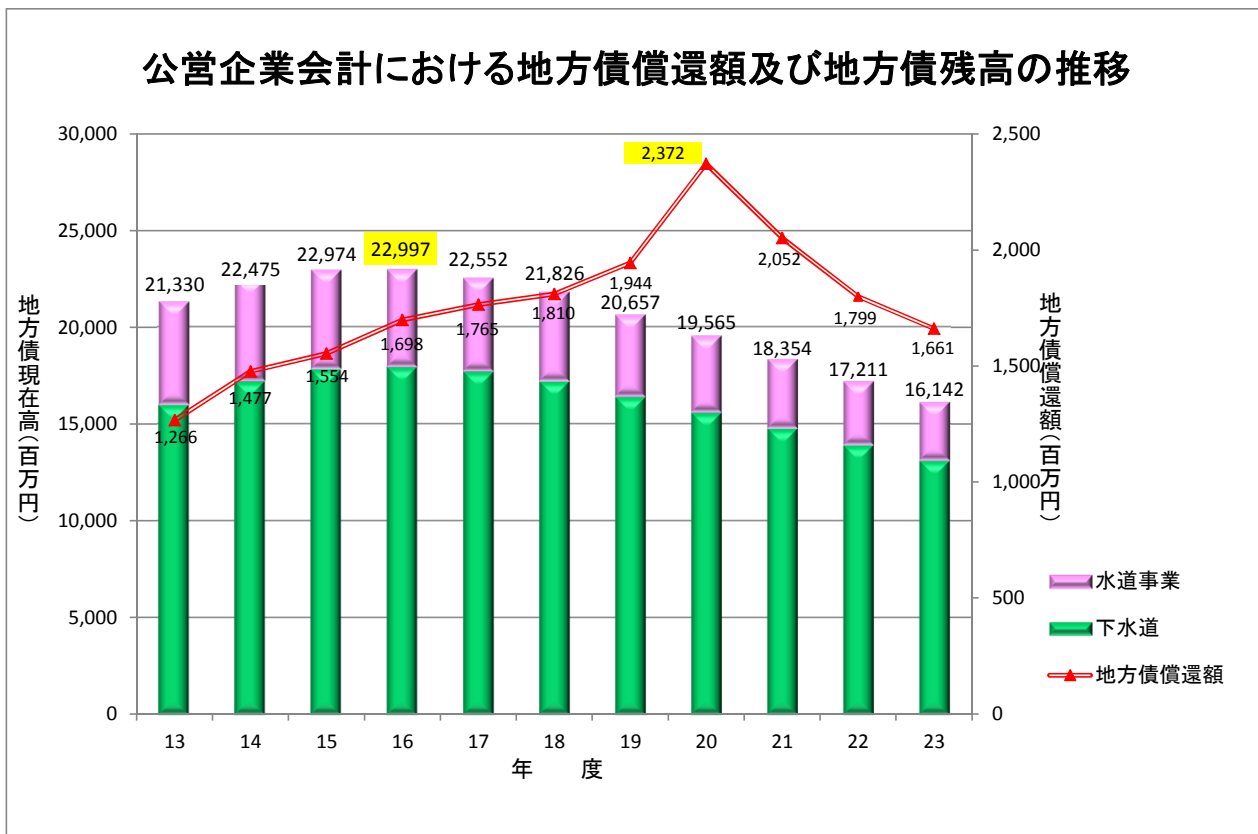
当市における公営企業会計には、下水道事業と水道事業の2つがあります。

公営企業における地方債償還は、一般会計から繰出しており、それが実質公債費比率、及び将来負担比率算出の主な構成要因であり、これらが減少すると、各指標が改善する要因となります。

平成23年度末の公営企業会計の地方債現在高が16,142百万円であり、平成13年度末からの10年間で5,188百万円減少しています。

全市域の下水道化や各地区における水道施設の整備を行い、便利で住みやすいまちづくりを進めてきた結果、公営企業債の地方債現在高が平成16年度のピーク時には、22,997百万円に上りましたが、平成19年度～平成21年度に行われた補償金免除繰上償還の活用や公営企業の施設整備を概ね終えたことで、地方債現在高が減少しているものと言えます。

普通会計よりも減少する幅が小さいのは、公営企業施設の耐用年数により償還期間が長期に設定されており、最長で30年の償還期間となっているため、1回あたりの償還額が少ないことが要因となっています。



地方債償還額	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	下水道事業	962	1,117	1,237	1,315	1,400	1,439	1,438	1,928	1,555	1,358	1,253
	水道事業	304	360	317	383	365	371	506	444	497	441	408
	合計	1,266	1,477	1,554	1,698	1,765	1,810	1,944	2,372	2,052	1,799	1,661
	前年度差額		211	77	144	67	45	134	428	△ 320	△ 253	△ 138

地方債残高	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	下水道事業	15,999	17,235	17,842	17,954	17,717	17,217	16,420	15,602	14,771	13,916	13,123
	水道事業	5,331	5,240	5,132	5,043	4,835	4,609	4,237	3,963	3,583	3,295	3,019
	合計	21,330	22,475	22,974	22,997	22,552	21,826	20,657	19,565	18,354	17,211	16,142
	前年度差額		1,145	499	23	△ 445	△ 726	△ 1,169	△ 1,092	△ 1,211	△ 1,143	△ 1,069

② ①を理由とした単年度指標の改善

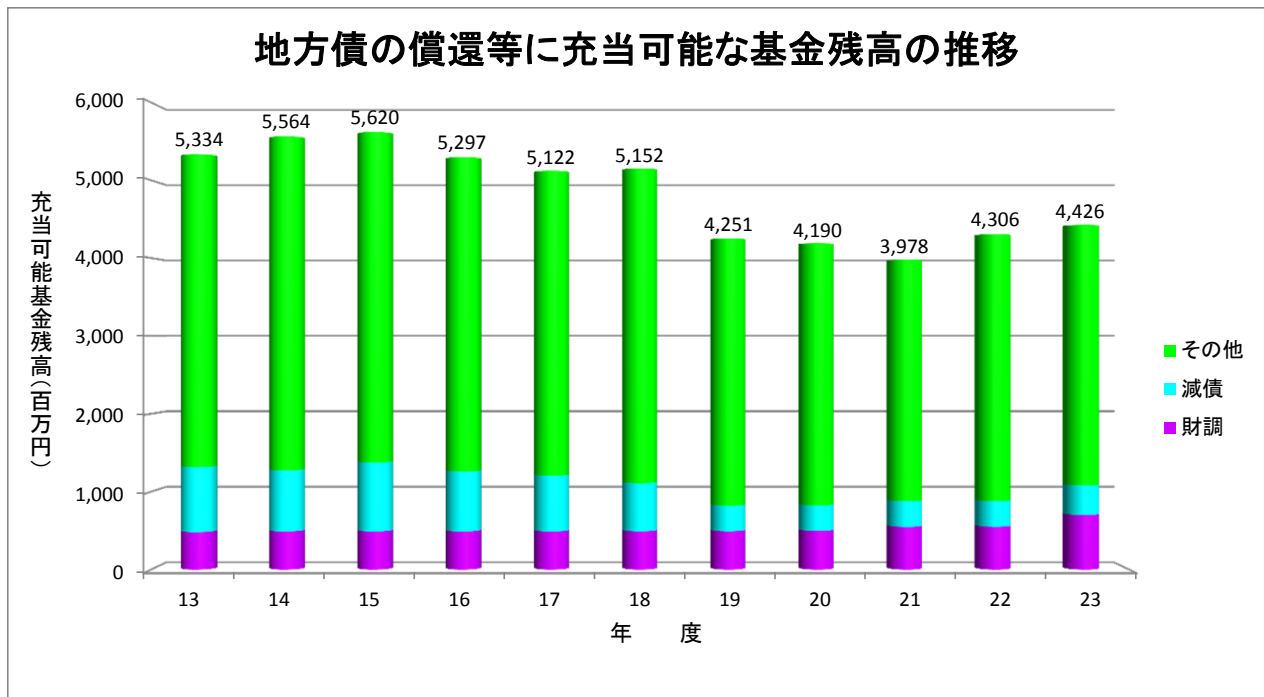
実質公債費比率は、直近3年の単年度指標の平均で表されます。

	20年度単年度	21年度単年度	22年度単年度	23年度単年度	平均値
22年度指標	17.38	16.17	14.13		15.8
23年度指標		16.17	14.13	14.07	14.7

実質公債費比率の各単年度指標を上記表に示してあります。太枠で示した20年度単年度指標と23年度単年度指標とでは、3.31ポイント改善されています。補償金免除繰上償還の活用、新規地方債借入の抑制などにより、地方債償還額が減少したことで、実質公債費比率の改善につながりました。

③ 後年度負担を考慮した基金積立による充当可能基金の増加

将来負担額を算出する際、公営企業会計の基金及び法令、政令等により充当することができないと認められる基金を除く、全ての基金を将来負担額から控除することができます。23年度については、財政調整基金、減債基金、文化施設整備基金等へ積立したことにより、将来負担額から控除できる基金の額が前年度比で120百万円増加しました。充当可能基金が増えることで、将来負担額が目減りし、結果として将来負担比率が改善する要因になります。

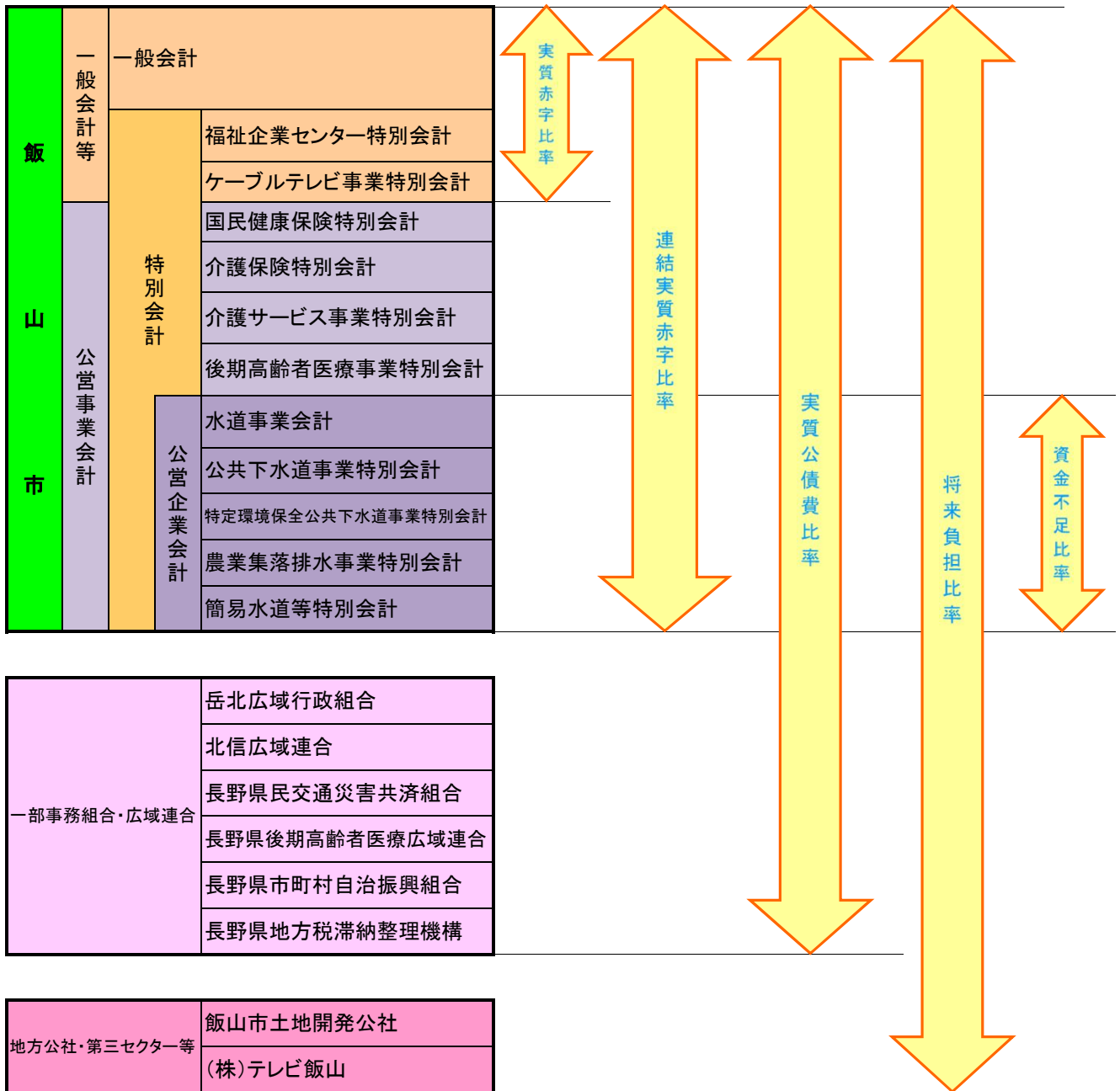


地方債償還額	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
財政調整基金		481	490	490	490	490	492	493	497	549	550	701
減債基金		834	784	885	769	717	618	327	328	329	329	379
その他基金		4,019	4,290	4,245	4,038	3,915	4,042	3,431	3,365	3,100	3,427	3,346
合計		5,334	5,564	5,620	5,297	5,122	5,152	4,251	4,190	3,978	4,306	4,426
前年度差額			230	56	△ 323	△ 175	30	△ 901	△ 61	△ 212	328	120

※その他基金は、公営企業会計の基金及び法令、政令等により充当することができないと認められる基金を除く全ての基金で、次の基金になります。

産業振興施設整備基金、環境施設整備基金、福祉基金、教育振興基金、文化施設整備基金、都市交通施設整備基金、愛するいいやまふるさと基金、退職手当基金、斑尾高原保健休養地管理基金、育英事業基金、情報化推進基金、国民健康保険基金、土地開発基金のうち現金分

《 飯山市の財政健全化判断比率等の対象となる会計・団体のイメージ図 》



※ 資金不足比率については、各公営企業ごとに数値を算出しています。